

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 佐賀県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	92.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（該当職なし）	—
本庁課長相当職（校長・統括事務長）	96.8%
本庁課長補佐相当職（副校長・教頭・事務長）	95.6%
本庁係長相当職（主幹教諭・指導教諭・事務主任）	93.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.5%
31～35年	93.3%
26～30年	93.2%
21～25年	93.3%
16～20年	95.0%
11～15年	93.2%
6～10年	93.7%
1～5年	95.1%

【説明欄】

- ・短時間勤務の職員については、当該職員の勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ・非常勤講師については、職員ごとの勤務時間数等に著しい差があるため、算出対象から除外している。
- ・給与水準の高い「本庁課長補佐相当職」以上の職員のうち、男性が占める割合は76.3%である。
- ・扶養手当、単身赴任手当及び管理職手当について、男性に支給している場合が多く、各手当の受給者に占める男性の割合は扶養手当75.3%、単身赴任手当100%、管理職手当76.4%である。
- ・「本庁部局長・次長相当職」の区分には該当職員がいないため「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。